

# 「南越前町スポーツ競技・文化芸術活動全国大会等出場激励金」 交付金額と対象者の拡充について

町のスポーツ及び文化芸術活動の振興を図るため、令和4年度より全国大会等に出場する個人又は団体に対する激励金を増額し交付条件を拡大しました。

**交付金額** 高校生以上（全国大会） **5,000円 → 10,000円**  
中学生以下（ブロック大会以上） **3,000円 → 8,000円**

**交付条件** 町内に住民票を有する方※町外のチームに加入していても、町内に住民票がある場合は対象となりました。

**問合せ** 教育委員会事務局 ☎0778-47-8005

## 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

### 一定以上の所得のある被保険者の

### 医療費の窓口負担割合が変わります。

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある被保険者および同じ世帯の被保険者は、現役並み所得者および同じ世帯の被保険者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担が1割から2割に変わります。住民税非課税世帯の方は、基本的に1割負担で変わりません。

**窓口負担割合が2割となる方は、次の条件にすべて該当される方となります。**

①世帯内に住民税課税所得額（各種所得控除後の所得額）が28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる場合。

②後期高齢者医療の被保険者が1名の場合、被保険者の年金収入と年金所得以外の合計所得金額の合計が200万円以上であること。同じ世帯に後期高齢者医療の被保険者が2名以上の場合、被保険者全員の年金収入と年金所得以外の合計所得金額の合計が320万円以上であること。

※窓口負担が2割になる方には、令和4年10月から3年間、1カ月の外来医療費の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります。配慮措置が適用される方は、高額療養費として後日払い戻します。

※令和4年10月1日からの窓口負担割合については、令和4年8月頃に福井県後期高齢者医療広域連合で電算処理をして判定しますので、それまでは、お問合せいただいても、お答えできません。

### 問合せ

後期高齢者窓口負担割合コールセンター

Tel 0120-002-719

### 保険料率等の

### 見直しについて

#### 令和4・5年度の保険料率

医療費、高齢者負担率の増加による保険料率の見直し  
所得割率 9・70%  
均等割額 49,700円

#### 賦課限度額の変更

令和4年度より一人あたりの保険料の年間上限額が64万円から、66万円となります。

### 問合せ

福井県後期高齢者医療広域連合

Tel 0776-54-6330

町民税務課

☎0778-47-8015

### 後期高齢者医療保険料

### 減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方などは申請により、減免される場合があります。

#### 対象となる被保険者

①主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合。

②主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のすべてに該当する場合。  
・世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかが前年の当該事業収入等の額の10分の3以上減少する見込みであること。

・世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1千万円以下であること。  
・世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

#### 対象となる保険料

納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間にある保険料

#### 減免額

主たる生計維持者の令和3年における所得の合計に応じて、一部または全部

### 問合せ

町民税務課

☎0778-47-8015

福井県後期高齢者医療広域連合

Tel 0776-54-6330